# 給付金・協力金等を受けられた方の確定申告における注意点

国税庁より課税関係が発表になりました。

## I 所得税

## 【非課税】

特別定額給付金(一律10万円)

## 【課 税】

- 1 事業所得
  - (1) 持続化給付金(事業所得として、給付申請した方)
  - (2) 家賃支援給付金
  - (3) 文化庁の文化芸術活動の継続支援金
  - (4) 地方自治体の感染拡大防止協力金 いずれも、事業収入(売上)ではなく、雑収入で計上します。

#### 2 一時所得

(1) 持続化給付金(特例で、給与所得として、給付申請が認められた方)

#### 3 雑所得

(1) 持続化給付金(特例で、雑所得として、給付申請が認められた方)

## Ⅱ 消費税及び地方消費税(消費税等)

I 所得税で【課 税】の対象になるものでも、消費税等では、課税要件の対価性がないので、課税対象外になります。